
CRA G ボルダリングキッズスクール会則・規約

第1条〔名称〕

本施設（以下「本施設」という）は、CRA G クライミングジムを称します。

本スクール（以下「本スクール」という）は、CRA G ボルダリングキッズスクールと称します。

第2条〔会費〕

(1) 会費を納入することで下記の権利を得る事ができる。

- 1 本施設が実施する本スクールの受講。
- 2 納入した月の本施設の利用。

(2) 会費の金額は 7,000 円とし、月初に受付にて納入いただくものです。

(3) 一旦納入した会費は、理由の如何を問わず返還いたしません。ただし、本スクールがやむを得ない事由に基づくものと認めた場合は、この限りではない。

(4) 退会を希望する者は、退会希望日の属する月までの月会費を納入する。

第3条〔本施設の利用〕

本スクール会員は第2条(1)-2によりスクール以外でも当施設を利用することが出来るが、スクール外では本施設の会員規則に則り小学1年生～4年生は別に定める「利用条件緩和申請書」がなければ保護者との利用が必要となる。また小学生の利用は保護者の見学が必要だが、第2条(1)-1に関してはその限りではない。

第4条〔開催日〕

火曜日クラスは毎週火曜日(月4回)の 16:50~17:50 とし、火曜日が月に5回ある場合は基本的に第1火曜日をお休みとする。

水曜日クラスは毎週水曜日(月4回)の 16:50~17:50 とし、水曜日が月に5回ある場合は基本的に第1水曜日をお休みとする。

木曜日クラスは毎週木曜日(月4回)の 16:50~17:50 とし、木曜日が月に5回ある場合は基本的に第1木曜日をお休みとする。

金曜日クラスは毎週金曜日(月4回)の 16:50~17:50 もしくは 18:00~19:00 とし、金曜日が月に5回ある場合は基本的に第1金曜日をお休みとする。

第5条〔遵守事項〕

会員は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 規約及び本スクールの諸規則を遵守すること。
- (2) 本スクールの指導方針及び各コーチの指示に従うこと。

第6条〔禁止事項〕

会員は、次の各行為を行ってはなりません。

- (1) 本スクールの秩序・風紀を乱す行為
- (2) 本スクールの名誉または利益を害する行為

第7条〔負傷時の処置〕

- (1) 会員が練習中に負傷した場合には、本スクールが応急処置をする。
- (2) 会員は、練習中に負傷した場合には、直ちに本スクールに対し事故通知を報告する。

第8条〔事故の補償〕

本スクールの活動中に発生した事故の補償及び責任は本施設の会員規約に則ります。また本スクールへ向かうとき、スクールからの帰宅時の事故に関して当施設は一切責任を負いかねます。

第9条〔クラスの変更〕

クラスの変更を希望する方は、変更しようとする月の2週間前までに本施設にお申し出ください。ただし利用者状況や技術不足などの理由により変更に応じられない場合があります。

第10条〔スクールのお休み〕

病気や怪我等やむを得ない場合はスクール開始までに下記LINE公式アカウントにご連絡ください。なおお客様都合によりお休みされた場合の振替はありません。



<https://lin.ee/qAHnUbSy>

第11条〔休会手続〕

病気や怪我等やむを得ない事情により1ヶ月以上休まれる場合は、休会することができます。休会期間中の月会費は不要です。

休会を希望する方は、休会しようとする月の2週間前までに本施設にお申し出ください。当月中に1回以上受講されている場合、休会の申出がありましても、当月分の月会費は返金できかねます。

第12条〔退会〕

都合により、やむを得ず退会される場合は退会される2週間前までに本施設へお申し出ください。ただし、すでに入金されている会費は返金できかねます。

また本スクールは小学生を対象としているため、小学校卒業時は自動的に退会となります。

第13条〔中止〕

本スクールは、社会情勢の変化その他本スクールの継続を困難とする事由が生じた場合には1ヶ月前に予告することにより無条件に中止することができます。ただし、台風などの天災、その他の不可効力により本スクールの継続が不可能となったときには、中止の連絡をLINE公式アカウントより発信いたします。また台風など本スクールに起因しない事由が生じた場合はスクールの振替はないものとする。

第14条〔肖像権・著作権〕

本スクール時に写真や動画の撮影を行い、本施設の広報目的でSNSやHP、チラシなどに掲載する事があります。

第 15 条〔改正及び細則〕

本スクールは、必要に応じ随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができます。

附則

本規約は、2021 年 10 月 1 日から施行します。

2023 年 6 月 3 日 一部改定（同年 7 月 1 日より施行）

2025 年 3 月 12 日 一部改定（同年 4 月 1 日より施行）